

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2018. 4 No. 320

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&FinancialGroup
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 事業承継税制の特例について
 - II. 個人事業税について
 - III. 法人の役員報酬について
- 別冊 平成30年度税制主要改正項目

[今月のトピックス]

- ・金融庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ
- § 共栄会等のご案内

I. 事業承継税制の特例について

——「認定支援機関」が鍵を握る——

贈与税や相続税の税負担が重いことにより、事業承継が円滑に進んでいないことが社会問題化しています。そこでスムーズな事業承継への追い風となる期待のもと、平成30年度の税制改正で「事業承継税制」の要件が大幅に緩和されました。詳しくみていきましょう。

■事業承継税制とは？

事業承継税制は、会社の後継者が会社の株を生前贈与や相続により取得した際に、納税を猶予する制度のことです。平成21年度の税制改正によって導入された制度ですが、制約が多く使い勝手が悪い制度でした。

そこで平成30年の税制改正では、中小企業の事業承継を力強く後押しするため、非常に使いやすい効果的な改正がなされました。

■事業承継税制改正のポイント

【ポイント1】承継パターンの拡大

改正前：一人の先代経営者から一人の後継者への贈与

↓

改正後：複数の贈与者から最大3人までの後継者への贈与

改正により、代表者以外のものからの相続や贈与、遺贈による取得分まで、事業承継税制の対象となりました。

中小企業では同族会社株式が先代経営者のみならず、その兄弟姉妹（後継者の叔父や叔母）にまで渡っていることはよくあることです。この改正により複数の株主から後継者への贈与に対応することができるようになるため、事業承継に関する課題を先代経営者の代で解決することが可能になります。

【ポイント2】 納税猶予の対象となる株式数と納税猶予額の拡大

改正前：総株式数の 2/3 に達するまでの株式が対象で、相続税の 80%まで猶予（贈与税は 100%）

↓

改正後：全ての株式が対象で、相続税の 100%猶予（贈与税は 100%）

全ての株式を納税猶予の対象にすることが可能となりました。改正前の相続税は 80%までが猶予の対象でしたので、後継者にとっては資金確保の面で大きなメリットとなるでしょう。

【ポイント3】 雇用確保要件の緩和

改正前：一定の基準日において、5年間の平均で雇用の 8割を維持

↓

改正後：維持できない理由を記載した書類の提出があれば納税猶予は継続

改正前は5年間の平均で雇用の 8割を維持する必要があり、会社の規模によっては数名の退職で雇用確保要件から外れてしまうことがありました。

そこで今回の改正では、雇用確保要件を満たさない場合であっても、その満たせない理由を記載した書類（認定経営革新等支援機関の意見記載が必要です）を都道府県に提出すれば、納税猶予は継続されることになりました。なお、雇用確保要件を満たせない理由が、経営状況の悪化である場合、または正当なものと認められない場合には、認定経営革新等支援機関から指導又は助言を受け、その内容を書類に記載する必要があります。

■認定支援機関が鍵を握る

平成 30 年度税制改正により、事業承継税制は使いやすい制度となりました。この制度は 10 年間に限定した制度（適用時期は平成 30 年 4 月 1 日以降）で、「特例承継計画」の作成を行ったり指導・助言を受けたりする必要があり、認定経営革新等支援機関（経済産業大臣の認定を受けた税理士等）の果たす役割が大きくなっています。「特例承継計画」とは、A4 で 2 枚程度の簡単なもので良いとされています。ですので、もはや「出さない」という選択肢はないと考えてください。制度を上手く活用するためのポイントは、先代経営者の影響力が大きいうちに、信頼できる認定経営革新等支援機関に相談し連携して進めていく事です。

既に **TFG** は経営革新等支援機関に認定されているため、本計画作成の事業者支援に積極的に取り組んでいます。御関係筋にも御吹聴賜わり是非ともこのチャンスをご活用下さいませ。

Ⅱ. 個人事業税について

— 納付する年としない年があるのは何故? —

平成 29 年分確定申告も平成 30 年 3 月 15 日申告期限の先月に終わりました。この申告にもとづき振替納税をされていない方は 3 月 15 日（木）が納付期限で、振替納税をされている方は 4 月 20 日（金）に預金口座より引き落とし、延納をされている分があれば 5 月 31 日（木）に残りを預金口座より引き落とされます。また、消費税の納税事業者の方は、4 月 2 日（月）が納付期限で、振替納税をされておられれば 4 月 25 日（水）が預金口座より引き落とされます。また、この申告内容にもとづき、予定納税や、住民税が課されたりするので、頭が痛いところです。また、個人事業税という税金もあります。この個人事業税は地方税法第 72 条の 2 に定められる第 1 種事業、第 2 種事業、第 3 種事業に該当する場合に課税の対象となります。ところで、住宅取得特別控除があったおかげで「所得税はゼロになったのに何故個人事業税がかかる？」とか、所得税は毎年納付しているのに個人事業税はゼロの年もあれば、納税通知書に定期 1 期分納期限 8 月 31 日、定期 2 期分納期限 11 月 30 日税額いくらと 8 月頃に送付されてくるのは何故と思われる方も多いのではないのでしょうか？

ここでは、個人事業税の構造をご説明させて頂き、個人事業税が去年は課税されていないのに今年は課税されることをご説明致します。

■個人事業税の計算式

個人事業税は以下の算式で決まります。

(A. 所得金額 - B. 損失の繰越等の控除額 - C. 事業主控除額) × 税率

1. A の所得金額は収入金額から必要経費と事業専従者給与額を控除したものです。青色申告の方であれば青色申告特別控除を引くことはできず、青色申告特別控除前の所得金額になります。また、青色専従者給与額は原則所得税と同じ考え方ですが、所得税で配偶者控除等を選択したために事業専従者給与の必要経費算入を認められない場合において、所得税の確定申告書で「事業税に関する事項」欄に事業に従事している旨の申告があり、専従者の要件に該当する場合は、事業税の事業専従者と認めた給与額を控除します。
2. B の損失の繰越等の控除額は以下の 2 つが該当します。
 - ① 損失の生じた年分について青色申告で期限内に申告がなされ、以後連続して申告している場合その損失を 3 年間にわたって控除していただけます。(損失の繰越控除)
 - ② 災害で事業用資産に損失が生じた場合、期限内に申告がなされ、以後連続して申告している場合その損失を 3 年間にわたって控除していただけます。(被災事業用資産の損失の繰越控除)
 - ③ 事業用資産を事業の用に供しなくなった日の翌日から 1 年以内に譲渡して生じた損失がある場合は、期限内に申告されていれば控除することができ、青色申告の方は控除しきれなかった金額があれば、3 年間にわたって控除していただけます。[事業用資産の譲渡(繰越)損失]
3. C の事業主控除は年間 290 万円です。但し。開廃業等で事業を行った期間が 1 年に満たない場合は、月割計算します。1 ヶ月未満の端数は切り上げて 1 ヶ月とします。
4. 住宅取得特別控除は所得税の税額控除で控除しきれなかった場合個人住民税より控除します。しかし、個人事業税では上記の算式の通り控除できないので、所得税はゼロでも個人事業税を納付する場合があります。また、青色申告特別控除額の上限が 65 万円なのに対して個人事業主控除は 290 万円である為、

所得税で税金発生しても個人事業税はゼロの場合もあります。また、注意して頂きたいのは上記2-①の「損失の繰越控除」について、所得税では青色申告特別控除後の所得であるため、控除する年で所得税と個人事業税では繰越控除額に差異が生じ、その後、所得税の確定申告書に繰越控除額があっても、個人事業税ではないといった場合もあります。

■ 個人事業税の税率と対象業種

個人事業税は70の業種を対象に第1事業、第2種事業、第3種事業に分類されその税率と業種は以下の通りです。

1. 第1種事業（標準税率5%）

物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、電気通信事業（放送事業を含む）、運送業、運送取扱業、船舶付けい場業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、両替業、公衆浴場業（第3種事業以外のもの）、演劇興行業、遊技場業、遊覧所業、広告業、商品取扱業、不動産売買業、興信所業、案内業、冠婚葬祭業、

2. 第2種事業（標準税率4%）

畜産業、水産業、薪炭製造業、

3. 第3種事業（標準税率5%）

医業、歯科医業、薬剤師業、獣医業、弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、計理士業、社会保険労務士業、コンサルタント業、設計監督者業、不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業（銭湯）、歯科衛生士業、歯科技工士業、測量士業、土地家屋調査士業、海事代理士業、印刷製版業、装蹄師業、この他、この第3種事業に以下の事業がありますが、標準税率は3%になります。
あん摩、マッサージ、指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業

Ⅲ. 法人の役員報酬について

—— ポイントを徹底解説！ ——

かつては法人の役員報酬は利益操作の温床となっていました。利益が出そうな年は期末直前に役員報酬を引き上げて会社利益を下げるといった利益操作ができたからです。そこで役員報酬額については規定が設けられるようになりました。今回は今更聞けない、役員報酬に関するポイントを解説いたします。

■ 役員報酬を決定する際の手続き

家族で経営していて実質上社長一人の会社（合名合資会社は除く）であっても会社法上の手続きに従って決定することとなっています。ここでは簡単に手続きを紹介します。

1. 取締役会設置会社の場合 株主総会で役員報酬の役員全員の総額だけを決めて、各役員は取締役会又は代表取締役で決めます。
2. 取締役会非設置会社（ほとんどの中小企業がこちら）の場合 株主総会で総額を決め、各役員の内訳も決めます（代表取締役が決めても構いません）。取締役会がないのでこのような形になります。

3. 議事録を作る 株主総会議事録は必ず作ります。会社法上定められていますし、税務調査でも確認することもあります。報酬総額の上限は変更がない場合は株主総会議案として出ないことありますが、何年も前に決定しており、その後報酬額を上げていった場合、過去に決めた総額を超えてしまっているということもあり得るので役員報酬を引き上げた場合は過去に決定した役員報酬の総額（上限額）を確認します。

■役員報酬の税務上の手続き

税務上、役員報酬が経費（損金）として認められるのは以下のような場合です。

1. 定期同額給与 毎月の給与のことです。毎月同額にしなければいけません。税務署への届け出は要りません。
2. 事前確定届出給与 賞与のことです。税務署への届け出が必要です。届出の期日は株主総会日より1カ月以内かその会計期間開始の日から4カ月を経過する日までです。
3. 利益連動給与 利益の変動に応じて金額が決まる報酬です。この形式は中小企業等の同族会社は認められません。

■役員報酬額の目安

法人税等＝法人所得（益金－損金）×税率ですから、法人税等（法人税＋法人住民税＋事業税）を下げるには費用である役員報酬を上げれば下がります。一方、個人の所得税等（所得税＋住民税）は役員報酬が上がれば税額も上がりますが、所得税は累進課税（所得が増加すると税率も上がる仕組み）ですので、ある一定の所得を超えると法人の税率（実効税率）より上がってしまいます。単純に法人税率と所得税率の上限を比べてみると法人税率が23.4%（中小企業は所得800万円以下の部分は15%と二段階です）に対し所得税は45%です。逆に最低税率は中小企業であれば15%に対し所得税は5%ですので、所得税率の方が低くなっています。そこでどのあたりで逆転するかが問題です。ここでは紙面の都合上、一般的な目安を示すことに留めます。税率だけで考えると役員報酬額が900万円位で逆転するといわれます。つまり、役員が社長一人の場合で役員報酬額の決定を考えているとき、上記金額より報酬を上げるのはやめた方が法人個人合わせた財産は残るということになります。また、社長が年輩で相続や事業承継のことを考えているなら、法人に財産を残し、株式という形で子孫に譲渡していく方が節税にもなります。



金融庁情報コーナー

■ご存知でしたか？振り込みが便利になります

2018年12月（予定）から、銀行の総合振込において、振込に関するさまざまな情報（支払通知番号、請求書番号など）を受取企業に送信することが可能となります。また、振込情報として請求書番号等の商取引に関する情報（商流情報）を添付することが可能となり、売掛金の消込作業の効率化、経理事務負担の軽減が期待されます。なお、将来的なEDI情報の活用策等、詳細については、全国銀行協会作成の周知チラシや、同協会ホームページの記載をご確認ください。



今月のブックマーク

リーマンショック時に国内では倒産件数が山場となり、以降は低下傾向ですが、依然として休廃業件数は高止まりしています。大きな要因として、事業主や経営者の高齢化が挙げられます。こうした背景もあり、中小企業庁でも事業承継ガイドラインを10年ぶりに改訂しました。今一度、会社の今後の方針を考える際の参考にもなりますので、ご活用ください。

「中小企業庁 事業承継マニュアル」

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2017/170410shoukei.htm>

TFG 共栄会 例会のご案内

本年度も下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上ご参加ください。

日時：平成30年4月24日（火） 受付 午後4時10分より
内容：開催・挨拶 午後5時00分より
第一部 研究部会・研修会 午後5時20分より

テーマ「日本経済と関西経済の行方」

講師：日本総合研究所

マクロ経済研究センター所長（調査部・上席主任研究員） 委村 秀樹 氏

第二部 情報交換懇親会 午後7時より（8時30分終了予定）
御堂筋 本町

会場：ヴィアール大阪 2F「安土の間」（御堂筋線本町駅1号出口を3分）

参加費：5,000円（税込）

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関するコンサルティング業務も、ご遠慮なくご相談下さいませ！

—— 起業・革新・ベンチャー支援 . . . T&FG Group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐

中小企業
必見!

平成30年度税制主要改正項目

平成30年度の税制改正では、昨年に引き続きアベノミクス税制ともいうべき所得拡大・設備投資の投資型税制に重点が置かれた内容となっています。そして、何と云っても、今年の税制改正の目玉は、中小企業にとっては事業承継税制ではないでしょうか。「特例事業承継税制」の創設により今までの事業承継税制の阻害要因が改善され、制度が大幅に拡充されます。

■ 法人税制

所得拡大促進税制の見直し

中小企業については、以下の3要件を満たした場合に、「基準年度（平成24年度）の給与等支給額からの増加額の10%が控除」されるほか、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額から2%以上増加した場合にはさらに、「前年度の給与等支給額からの増加額の12%」が加算されます。（ただし法人税額の20%を限度）。

【改正前】

要件①「給与等支給額」→基準事業年度（平成24年度）から3%以上増加

要件②「給与等支給額の総額」→前事業年度以上

要件③「平均給与等支給額」→前事業年度を上回る。

【改正後】

（1）賃上げ要件の見直し

適用要件の①および②が廃止され、③の平均給与等支給額の要件について「比較平均給与等支給額から1.5%以上増加していること」に改正されます

（2）「設備投資額に関する要件」は中小企業には不要

「設備投資額に関する要件の追加」は、中小企業には求められません。

（3）控除税額の計算方法の見直し

前年度の給与等支給額からの増加額の15%を控除することとされます。

（4）人材投資に積極的な企業に対する控除率の引き上げ

中小企業については、以下の要件を満たすときは控除率が15%から25%に引き上げられます。

① 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額から2.5%以上増加していること

② 次のいずれかの要件を満たすこと

1) 教育訓練費の額が前期の教育訓練費の額の10%以上増加していること

2) 事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上計画が確実に行われたものとして証明がされたこと

■ 所得税制

1. 給与所得控除の見直し

【見直し①】 給与所得控除が「一律 10 万円」引き下げられます。

【見直し②】 給与所得控除上限額が「195 万円（給与収入 850 万円超）」に引き下げられます。

2. 基礎控除の見直し

【見直し①】 控除額が「一律 10 万円」引き上げられ「48 万円」になります（改正前:38 万円）。

【見直し②】 合計所得額が 2,400 万円超の個人については、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が 2,500 万円超の個人については、基礎控除の適用ができないこととされます。

■ 事業承継税制

1. 新しい特例の内容

特例後継者が、特例認定承継会社の代表権を有していた者から、贈与または相続もしくは遺贈（以下「贈与等」）により、その特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得した全ての非上場株式に係る贈与税または相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等までその納税が猶予されます。

【留意点①】 計画の段階で後継者は代表者でなくても可

【留意点②】 平成 35 年 3 月 31 日までに「特例承継計画」提出後、平成 39 年 12 月 31 日までの贈与等に限る。

2. 代表者以外の者からの贈与等も対象に

(1) 贈与者

特例後継者が、特例認定承継会社の代表者以外の者から、贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式についても、特例承継期間である 5 年以内に贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものは、この特例の適用対象になります。なお、この取り扱いは、一般（現行）の事業承継税制についても適用されます。

(2) 受贈者

複数の後継者（最大 3 名まで）を対象とすることができます。

3. 雇用確保要件の緩和

現行の事業承継税制における雇用確保要件をみたさない場合であっても、納税猶予の期限は確定しません（納税猶予の取り消しにならない）。ただし、満たせない理由を記載した書類（認定経営革新等支援機関の意見が記載されているものに限る）を都道府県に提出しなければなりません。なお、その理由が、経営状況の悪化である場合または正当なものと認められない場合には、特例認定承継会社は、経営革新等支援機関から指導および助言を受けて、その書類に内容を記載しなければなりません。